

Q1 なぜ「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」の発送を廃止したのですか。
A1 令和5年1月より、車検時の検査協会の納税確認が電子化され（軽 JNKS）、納税証明書の提示が原則不要となっているため、省資源化と経費削減の観点から発送を廃止させていただくことといたしました。
Q2 車検時に納税証明書の提示は必要ないのでしょうか。
A2 軽自動車の車検につきましては、令和5年1月より検査協会の納税確認が電子化され（軽 JNKS）、納税証明書の提示が原則不要となっております。（※二輪の小型自動車を除く） ただし、以下の場合は納税証明書の提示が必要となる可能性があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・軽自動車税を納付した直後</li><li>・中古車の購入直後</li><li>・対象車両の名義変更をした直後</li><li>・住所変更した直後</li><li>・対象車両に過去の未納（前の所有者を含む）がある場合</li></ul> ※二輪の小型自動車については、現時点では軽 JNKS 対象外のため、納税証明書の提示が必要です。ただし、令和7年1月～4月を目途に軽 JNKS 対応予定となっているため、二輪の小型自動車についても、納税証明書の発送を廃止いたします。
Q3 車検が近い場合はどうすればよいでしょうか。
A3 納付後、軽 JNKS で納付確認ができるようになるまでに納付後数日から数週間程度の時間がかかります。そのため、納付後すぐに車検を受けたい場合は、市役所・区役所・総合出張所、金融機関、コンビニ等の窓口でのご納付をお願いいたします。領収印がある納税証明書を車検時にご提示ください。 なお、スマホ決済等ですでに納付をされた場合は、納税証明書が必要になる場合がありますので、市役所（市民税課）、各区役所（税務室・区民課）、各総合出張所で納税証明書（無料）の取得をお願いいたします。